

## 指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により公示する。

公示日：令和6年10月1日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定年月日 (指定の有効期限)
				名称	所在地	
422	株式会社メンテナンス ファクトリー船橋	千葉県船橋市本郷町515番地1	永島 裕行	株式会社メンテナンス ファクトリー船橋	千葉県船橋市本郷町515番地1	令和6年 9月27日 (令和11年9月26日)